

2019年4月からの ごみ分別変更について

恵庭市生活環境部環境政策室廃棄物管理課

今後の予定

<ごみ収集> <ごみ焼却施設> <有料指定ごみ袋>

2019年4月～ 新分別



現ごみ袋

2019年夏頃～

焼却試験

2020年4月～

焼却処理

新ごみ袋
(手数料改定)

2019年4月からの主な変更点

- (1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更
- (2) キケンごみは2種類から1種類へ
- (3) 粗大ごみは事前申込制へ変更
- (4) せん定枝は2種類に分別
- (5) 収集しないごみ制限緩和（直接搬入規制）

※生ごみ・資源物の分別に変更はなし

※粗大ごみを除くごみの収集日・収集回数に変更はなし

(1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更

現状

燃やせるごみ

台所ごみの一部、食用油



草・花、木質系ごみ



紙類



汚れた新聞・ダンボール・紙パック



燃やせないごみ

プラスチック製品

汚れたプラスチック容器



小型家電製品



衣類・布類



皮革類・ゴム類



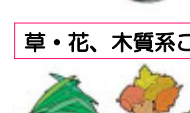
鉄製・ガラス製・陶磁器製のもの



(1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更 **主な変更**

燃やせるごみ

台所ごみの一部、食用油



紙類



汚れた新聞・ダンボール・紙パック

草・花、木質系ごみ



プラスチック製品

汚れたプラスチック容器



皮革類・ゴム類

衣類・布類



燃やせないごみ

小型家電製品



鉄製・ガラス製・陶磁器製のもの



変更

(1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更

燃やせるごみ分別でのお願い



燃やせるごみの中に含まれる
金属などは可能な限り外してください

(1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更

燃やせないごみ分別でのお願い①



金槌



カーペットローラー



傘



金属の塊のあるもの、長い金属が含まれるものは燃やせないごみで出してください

(1) 燃やせるごみと燃やせないごみの区分変更

燃やせないごみ分別でのお願い②



電動おもちゃ類



時計



照明器具



電池・電気で動くものは素材に関わらず燃やせないごみで出してください

(2) キケンごみは2種類から1種類へ

キケンごみ→燃やせないごみ

● 割れ物・刃物



- 白熱電球 ● グロー球 ● ガラス
- せともの ● 刃物など

キケンごみ継続

● 火が出る恐れのあるもの



- スプレー缶 ● ガス缶 ● ライター
- プラスチック製エアゾール容器
- マッチ ● 花火など

割れ物・刃物類は燃やせないごみと統合します。
火が出る恐れのあるものは引き続き、キケンごみ
として袋を分けてください。

(3) 粗大ごみは事前申込制へ変更

現在



ごみ処理券を貼り、
月に1度の粗大ごみ
収集日の朝8時30分
までに出す

2019年4月～



事前に回収を申込
(市から収集日を回答
・連絡)



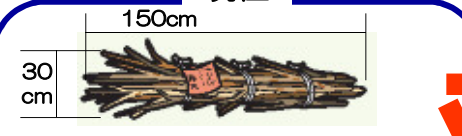
ごみ処理券を貼り、
決められた収集日の
朝8時30分までに出す

品目等の聞き取りにより、ごみ焼却施設又はごみ
処理場に搬入するものを分けて収集します。

※申込方法や収集日などの詳細は検討中です。

(4) せん定枝は2種類に分別

現在

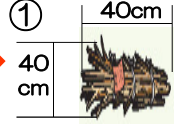


直径30cm程度、長さ150cm以内
に束ね、ごみ処理券を1枚貼り、月に1度の粗大ごみ収集日に出す

粗大ごみの中で最も多いせん定枝は、燃やせるごみの日にも出せるようになります。

2019年4月～


①



直径40cm程度、長さ40cm以内
に束ね、ごみ処理券を10束のうち1束に1枚貼り、燃やせるごみの収集日に出す

×10束まで

②



1本の直径が10cmを超える場合や長さを40cm未満に出来ない場合は、粗大ごみとして事前に回収を申込
※束ねる直径や長さの詳細は検討中

(5) 収集しないごみ制限緩和（直接搬入規制）

<p>● スプリングの入っているもの</p> 	<p>● 車の部品</p> 	<p>● 多層のごみ</p> 
<p>● 著しく大きい又は重いもの</p> 		
<p>● 解体・修繕に伴うもの</p> 		

※1度に5袋までの個数制限は廃止(事前連絡の有無等は検討中)

※収集車の問題から収集していなかったごみは、出来るだけ収集するように調整中

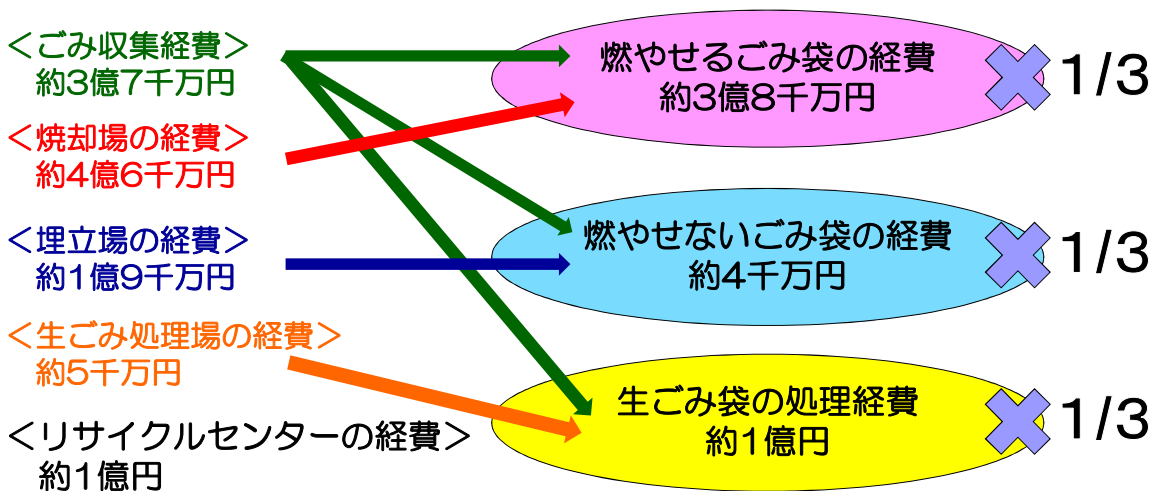
※焼却施設への一般家庭の直接搬入は原則規制予定

ごみ処理手数料改定案

区分	現在	改定案
燃やせるごみ	20ℓの指定袋1枚あたり、40円 ※1ℓあたり単価2円	20ℓの指定袋1枚あたり、60円 ※1ℓあたり単価3円
燃やせないごみ	20ℓの指定袋1枚あたり、40円 ※1ℓあたり単価2円	20ℓの指定袋1枚あたり、80円 ※1ℓあたり単価4円
生ごみ	3ℓの指定袋1枚あたり、6円 ※1ℓあたり単価2円	改定なし
粗大ごみ	1個につき100円	品目に応じて1個につき100円～900円
直接搬入ごみ (燃やせるごみ)	10キログラムにつき70円	10キログラムにつき128円 ※一般家庭の直接搬入は原則不可
直接搬入ごみ (燃やせないごみ)		10キログラムにつき231円

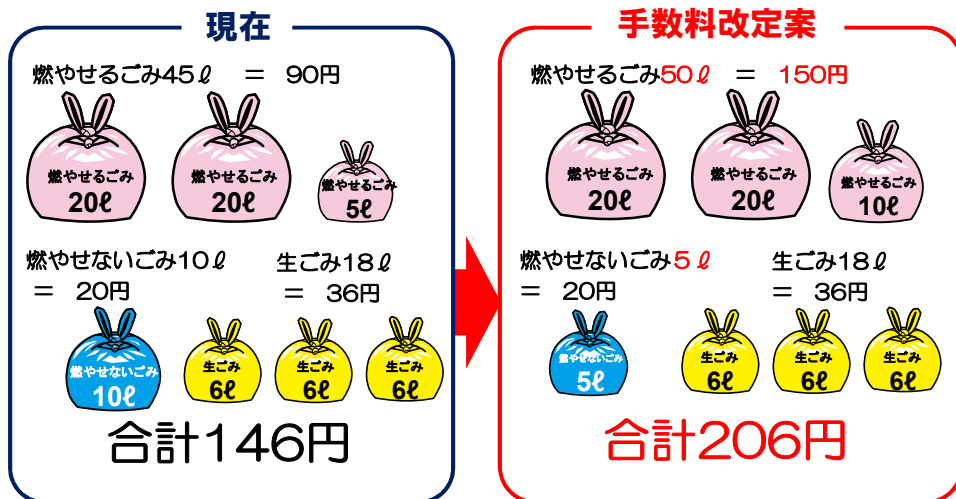
※議会で承認となれば2020年4月から改定し、**ごみ袋変更**

ごみ処理手数料算定方法（概要）



※詳しくは市ホームページ：市政について＞附属機関等＞附属機関の会議結果＞生活環境部＞廃棄物減量等推進審議会＞平成30年度＞廃棄物減量等推進審議会－H30.4.23 をご覧ください。

1人1ヶ月あたりの負担額（試算）



分別変更と手数料改定案による試算では、1人1ヶ月あたり60円程度上昇

さいごに・・・

本日説明した内容は未決定の部分も多く、今回の説明会でのご意見や、議会での審議などを通じて決定まで進めていきます。

遅くとも年内には全てを確定し、2019年2月頃には新しい分別事典を全戸配布し、粗大ごみの事前申込受付なども開始します。

